

## 構造改革特別区域基本方針の一部変更について

平成 20 年 6 月 6 日  
閣 議 決 定

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1. 別表 1 中「512」の次に別紙 1 のように加える。
2. 別表 1 中「910」及び「1109」を別紙 2 のように改める。
3. 別表 1 中「411」及び「707」を削る。
4. 別表 2 中「411」を別紙 3 のように改める。